



5月・6月の予定



5月

6月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3 憲法 記念日	4 みどりの 日	5 こどもの 日	6	7	8
9	10 ①	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31 ②					

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3 第29期 経営計画 発表会	4	5
6	7	8 ③	9	10 ④	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30 ⑤			

《5月》

- ①源泉徴収税額、住民税特別徴収税額(4月分)の納付期限(10日まで)
- ②確定申告税額延納届出書に係る延納税額の納付
社会保険料、児童手当拠出金(4月分)の納付期限(31日まで)
- ※1)3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の
中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
- ※2)自動車税の納付期限(各自治体の指定日まで)

【その他】

・5月中到着予定の『2016年度分個人住民税特別徴収額の
通知書』を確認し、各個人に通知するとともに、6月からの
住民税徴収額を変更。

《6月》

- ③労働保険年度更新手続き受付開始
(6月1日～7月11日まで(7月10日が休日のため))
- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(5月分)の納付期限
(10日まで)
- ⑤社会保険料、児童手当拠出金(5月分)の納付期限
(30日)
- ※3)4月決算法人の確定申告と納税、10月決算
法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

【その他】

・6月支給給与計算後、7月11日までに提出すべき健保・厚年の
被保険者報酬月額算定基礎届の作成準備開始。
・6月からの労働保険年度更新に備え、賃金総額集計等、準備の
開始。(※申告期限7月11日(月))

● お知らせ ●

当社は、5月～10月の半年間、クールビズを実施させていただきます。この期間、当社は、スーツ・上着・ネクタイ等を着用いたしません。
ご理解賜りますようお願いいたします。

6月3日(金)は、第29期経営計画発表会のため、お休みさせていただきます。

6月6日(月)からは通常通り、営業いたします。



平成28年2月10日(水)
JSKサロンセミナーにて「これからのマイナンバー
は…!?」というテーマで講話をさせていただきました。
具体的なマイナンバー対策や各国のマイナンバー事情
という講話内容がお客様から大好評でした。

イベント紹介

じょうの
税理士上能は
いつでも、どこへでも
でかけていきます。
お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さ
い。社員一同お待ち致して
おります。